

議案第4号 資料

川崎市学校給食物資購入資金条例の廃止について

1 川崎市立学校給食物資購入資金

設置目的	川崎市立学校における給食用物資購入の資金に充てる。
資金の額	90,000,000円以内とする。
貸付けの相手方	公益財団法人川崎市学校給食会（以下、「給食会」）
貸付利息	無利子
貸付期限	当該年度の末日

2 廃止の理由

令和2年度までは、保護者から徴収した学校給食費を給食会において給食用物資を購入する際、原資としており、当該資金の残高は学校給食費の徴収状況に影響され、給食用物資購入の資金が不足するおそれがあった。

しかしながら、令和3年度に学校給食費を公会計化したことに伴い、給食用物資購入については本市が委託することにより実施することとし、本市が委託事業者に対して、給食用物資購入の資金不足が発生しないよう、当月分の委託料を概算払により当月中に支払うこととした。これにより、川崎市立学校給食物資購入資金を設置する必要がなくなることから、設置根拠となっている川崎市学校給食物資購入資金条例を廃止するものである。

3 施行期日

公布の日から施行

○川崎市学校給食物資購入資金条例

昭和30年3月24日条例第11号

(目的)

第1条 川崎市立学校における給食用物資購入の資金に充てるため、川崎市立学校給食物資購入資金(以下「資金」という。)を設置する。

(資金の額)

第2条 この資金は、90,000,000円以内とする。

(委任)

第3条 この資金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則 (昭和35年3月31日条例第8号)

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年3月31日条例第16号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月30日条例第24号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月31日条例第25号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月23日条例第22号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月30日条例第32号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年10月8日条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

○川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則

昭和57年3月25日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市学校給食物資購入資金条例（昭和30年川崎市条例第11号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの相手方等)

第2条 川崎市学校給食物資購入資金（以下「資金」という。）の貸付けの相手方は、公益財団法人川崎市学校給食会（以下「給食会」という。）とする。

2 資金は、給食会が学校給食物資を購入するに当たり、特に必要があると認められる場合に貸付けるものとする。

(貸付利息及び貸付期限)

第3条 資金の貸付利息は、無利子とし、貸付期限は当該年度の末日までとする。

(貸付手続)

第4条 給食会は、資金の貸付けを受けようとするときは、教育委員会に貸付申請をするものとする。

2 教育委員会は、前項の貸付申請を受けたときは、貸付けの可否及び貸付金額を決定のうえ、その旨を給食会に通知するものとする。

(運用等)

第5条 給食会は、常に資金の運用、購入物資の受払い状況等を明確にしておかなければならない。

(出納状況の報告)

第6条 給食会は、資金の出納状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営状況等の聴取)

第7条 教育委員会は、学校給食の運営状況、資金の経理状況等について、給食会から報告を求め、又は調査することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

(川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則の廃止)

2 川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則（昭和30年川崎市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則（平成20年11月28日教委規則第22号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日教委規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。